

一時扶助でクーラー購入

生活保護 厚労省が認める

生活保護の開始時などに熱中症予防が特に必要とされる人がクーラーを保有していない場合、一時扶助で購入することが認められることになりました。厚生労働省が6月24日に通知を出しました。適用は7月1日か

ら。これまで熱中症被害が多数発生しているにもかかわらず、クーラーを所有していない生活保護利用者は日常的な保護費をやりくりしてか借金をしてかクーラーを購入することしか認められませんでした。今回の通知によると、転居や生活保護を

開始したときなどにクーラーがなく世帯内に熱中症対策が必要な人がいると福祉事務所が判断した場合には、一時扶助の家具什器（じゅうき）費として上限5万円までのクーラー購入費と、設置費用を別に認めることになりました。高齢者、障害児者、難病患者、子ども、健康状態や住環境を総合的に勘案して熱中症対策が必要な者であるか否かを判断することになっています。適用は原則として1日以降に転居等した場合ですが、今年に限って、4月1日以降に転居等をした者で7月1

日以降に現にクーラーを保有していない場合には生活保護費でのクーラーの購入を認めます。

日本共産党の田村智子議員の話 2011年の質問で生活保護利用者が借入れをしてクーラー購入ができるようになりました。しかし生活保護費から返済が必要で最低生活費を下回る生活を余儀なくされ、改善を求めてきました。今回の通知で転居等した場合に限られますが、家具什器としてクーラー購入が認められました。引き続き格差是正や生活保護制度の改善のため奮闘する決意です。